

手数料額計算書

(都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による申請)

- 1 申請の対象とする範囲  建築物全体  
 (申請の該当する□にレを記入)  住戸  
 建築物全体及び住戸

2 手数料額の計算

申請の種類 (申請の該当する□にレを記入)		適合証がある場合 (杉並区手数料条例別表 第1の123の6の項ア)	適合証がない場合 (杉並区手数料条例別表 第1の123の6の項イ)
□一戸建て住宅の申請の場合		円(a)	円(A)
□共同住宅等 の一の住戸 ごとの申請 の場合	申請する戸 数  戸	円(b)	円(B)
□共同住宅等 の一の建築 物の申請の 場合	建築物の住 戸の部分の 総戸数	円(c)	円(C)
	共用廊下等 の部分の床 面積の合計	円(d)	円(D)
	非住宅部分 の床面積の 合計	円(e)	円(E)
	計	(c)+ (d)+ (e) 円	(C)+ (D)+ (E) 円
□その他の建 築物の申請 の場合	建築物の延 べ面積  m <sup>2</sup>	円(f)	円(F)

合計 \_\_\_\_\_ 円

(注意)

- 1 手数料額の計算は杉並区事務手数料条例別表第1より行う。
- 2 申請に併せて、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に杉並区事務手数料条例に定める額を加える。
- 3 適合証とは、申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す適合性確認機関が作成した書類をいう。